

東電OL殺人事件 無実のゴビンダさんに無罪を！ **検察の異議申し立てを、直ちに棄却せよ！** **1日も早い再審＝無罪判決のための署名に、** **ご協力下さい。**

●ゴビンダさん無事帰国！これまでのご支援に感謝いたします。

1997年3月に発生した、いわゆる「東電OL殺人事件」で有罪判決を受け、無期刑に服していたゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、2012年6月7日、再審開始と刑の執行停止決定を受けて釈放され、18年ぶりに故国ネパールに帰国しました。

事件発生以来15年にわたる彼の無実の叫びが、ようやく実を結びました。ここに到るまでの、皆様からの暖かく力強いご支援に、心からお礼申し上げます。

しかし、東京高等検察庁は、自らの誤りを認めることなく、この再審開始決定に対して、即日異議の申し立てを行いました。

●「新証拠」とは検察が隠してきた証拠のことです。

再審請求の過程で、2011年7月、あらたなDNA鑑定が行われ、その結果ゴビンダさんではない未知の人物X（証拠番号から「376の男」と呼ばれる）が殺害現場で被害者と会っていたことが明らかになりました。その後継いで行われた鑑定でも、このXの痕跡が、被害者の身体や衣服から発見されました。

これらの「新証拠」は、検察が事件発生当初から15年にわたって隠してきたものの中にありました。一審無罪判決を覆して有罪とした控訴審段階でも、これらの証拠は存在していたのです。つまり、検察が無罪の証拠を隠したまま、裁判が行われた結果、有罪となっていたのです。このような不正義が許されて良い筈はありません。

●いますぐに再審開始＝無罪判決で、公的な名誉回復を！

証拠隠しによって冤罪を生んだ元凶である検察が、いままた異議を申し立て、再審の開始をいたずらに遅らせようとすることは、到底許されません。

私たちは、検察に対して異議申し立てを取り下げようとするのと同時に、異議審を担当している東京高裁第5刑事部に対し、検察の異議を直ちに棄却し、再審開始を決定することを要請しています。

ゴビンダさんは、故郷でご家族との再会を果たしましたが、いまだに有罪判決を受け、仮に釈放されている不安定な状態です。再審によって無罪判決を受け、彼の名誉が名実共に回復されなければ、司法によって奪い取られた人生を取り戻し、平穏な生活を取り戻すことはできません。

再審開始にむけた署名にぜひご協力下さい。

無実のゴビンダさんを支える会

2枚目の要請書だけを、署名集約先にお送り下さい。こちら(1枚目)はお送り頂く必要ありません。

署名用紙集約先：

無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 八ッ橋ビル7階 現代人文社気付
ご不明の点があれば、お問い合わせはメールか電話でお願いします。

e-mail : govinda@jca.apc.org 電話 : 080-6550-4669

要請書

ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の

再審開始決定に対する検察の異議申し立てをすみやかに棄却して下さい。

東京高等裁判所第5刑事部 八木正一裁判長殿

1997年に発生した、いわゆる「東電OL殺人事件」において、有罪判決を受け受刑していたゴビンダ・プラサド・マイナリ氏は、2012年6月7日、再審開始が決定され、刑の執行停止を受けてネパールに帰国しました。

貴裁判所第4刑事部による再審開始決定は、弁護団が提出した新証拠を綿密に検討した結果、次のように結論づけています。

「確定判決審において、その審理の中で本件新証拠が提出されていたならば、376の男が喜寿荘101号室で被害者と性交し、その後、被害者を殺害して現金約4万円を強取したのではないかとの疑いを否定できず、被告人が被害者を殺害して現金約4万円を強取したとの有罪認定には到達しなかったのではないかと思われる」。

この結論へと導いた新証拠の殆どは、原審においても開示可能なものでした。にもかかわらず証拠を隠してきた検察が、いままた再審開始決定に異議申し立てを行い、請求審で否定された主張を徒に繰り返すなどは、道理にもとり、正義が行われることを遅らせることのみを企図したものと言わざるを得ません。貴法廷が、理由のない検察の異議申し立てをすみやかに棄却し、再審開始を決定されるように要請いたします。

団体名

(印)

住所

代表者名